

## つくば市サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要項

### (趣旨)

第1条 この事務取扱要項（以下「要項」という。）は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録及び同条第2項に規定する登録の更新の事務（以下「登録等事務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 登録等事務は、法及びこれに基づく政令、省令によるほか、この要項に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

### (登録申請)

第3条 国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）第7条第6号に規定する書類は次に掲げるものとする。ただし、(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(10)は該当者のみが提出するものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項又は第87条第1項の規定による確認済証の写し（ただし、サービス付き高齢者向け住宅事業を行うにあたり、現に存する建築物をサービス付き高齢者向け住宅として登録を受けようとする場合であって、同法第6条第1項、同法第6条の2第1項及び第87条第1項の規定が適用されない場合を除く。）

(2) 各居住部分の床面積求積図及び面積表

(3) 各居住部分が25㎡未満である場合は、規則第8条に規定する「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分」（以下「共同利用部分」という。）の床面積求積図、面積表、及び机・イスを記載し使用形態を示した居間、食堂の図面

(4) 規則第11条第1号に規定する者を確認できる資格証の写し、雇用関係書類及び勤務形態一覧表（様式第1号）

- (5) 法第7条第1項第5号に掲げる基準に適合することを誓約する書類（様式第2号）
- (6) 緊急時通報システム等の概要（様式第3号）
- (7) サービス提供に係る契約書（ひな形）
- (8) 加齢対応構造等のチェックリスト（様式第4号）
- (9) 暴力団排除に係る登録拒否要件の確認情報（様式第5号）
- (10) 有料老人ホームに該当する場合には、重要事項説明書

2 法第6条第1項の申請をする際は、正本1部、副本2部の申請書及び添付書類を提出するものとする。

（登録の基準の取扱）

第4条 規則第8条及び第9条の取扱いは、別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4によること。

第5条 法第6条第1項の規定により申請（法第5条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）をする者（以下「申請者」という。）は、登録前に申請を取り下げる場合においては、様式第6号によりその旨を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、副本1部に取下げ印を押印し、申請者へ返還するものとする。

（登録簿）

第6条 法第7条第2項に規定する登録簿は、国が委託した団体に管理するウェブサイトにおいて登録・公表されたサービス付き高齢者向け住宅の電磁的記録を紙面に出力した帳票とする。

（登録の通知）

第7条 法第7条第3項の規定による通知は、様式第7号によるものとし、副本を添えて申請者に通知するものとする。

（登録できない旨の通知）

第8条 法第7条第4項の規定による通知は、様式第8号によるものとし、副本を

添えて申請者に通知するものとする。

(登録拒否の通知)

第9条 法第8条第2項の規定による通知は、様式第9号によるものとし、副本を添えて申請者に通知するものとする。

(地位の承継)

第10条 法第11条第3項の規定による地位の承継の届出は、規則第17条の規定により準用する規則第16条第1項による届出書、同条第2項に定める書類及び様式第10号によるものとする。

(廃業等の届出)

第11条 法第12条第1項の規定による廃業等の届出は、様式第11号によるものとする。

2 法第12条第2項の規定による破産手続開始の決定の届出は、様式第12号によるものとする。

(登録の抹消)

第12条 法第13条第1項第1号の登録抹消の申請は、様式第13号によるものとする。

(報告)

第13条 法第24条第1項の規定に基づく報告は、毎年、7月1日現在の次の各号の書類を同月末までに提出させるものとする。

- (1) 報告書 (様式第14号)
- (2) 定期報告書 (様式第15号)
- (3) サービス付き高齢者向け住宅現況調書 (様式第16号)
- (4) 職員の勤務の体制 (参考様式)
- (5) 重要事項説明書
- (6) 直近の事業年度の賃借対照表、損益計算書との財務諸表
- (7) 他業を営んでいる場合又は親会社がある場合は、他業または親会社に係る直

近の事業年度の貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

- 2 前項の規定による報告のほか、法第 24 条第 1 項の規定に基づく報告は、様式第 14 号に係る書類等を添えて、市長が指定する日までに正本 1 部副本 1 部を提出させるものとする。

(身分証明書)

第 14 条 法第 24 条第 3 項による身分を示す証明書は、つくば市職員証明書とする。

(登録の取消し)

第 15 条 法第 26 条第 3 項の規定による登録事業者であった者への通知は、様式第 16 号によるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 4 条の規定は、この要項の施行の日以後において、次に掲げる行為をするサービス付き高齢者向け住宅について適用する。ただし、この要項の施行の前日に茨城県知事の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅については、この要項の施行の日以後においても茨城県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱(平成 30 年 4 月 1 日施行)により廃止される前の茨城県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る事務取扱要綱第 4 条の規定を適用する。

- (1) 法第 5 条第 1 項の規定による登録の申請
- (2) 法第 5 条第 2 項の規定による登録の更新の申請
- (3) 法第 9 条第 1 項の規定による変更の届出

附 則

この要項は、令和 2 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

この要項は、令和 3 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年12月22日から施行する。